

## 第9回公民館のコミュニティセンター化検討部会

日時 令和2年6月4日（木）

午後3時～午後4時

場所 第2東分庁舎2階 南会議室

---

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 議題

(1) 検討結果報告書（案）について

4 その他

(1) 浜田市社会教育推進計画について

5 閉 会

## 公民館のコミュニティセンター化検討部会名簿

### 1 部会委員

(敬称略・順不同)

No.	区 分	所 属	役 職	氏 名	備考
1	識見者	島根県立大学しまね地域研究センター	客員研究員	長 畑 実	部会長
2	関係行政機関	浜田市社会教育委員の会	会 長	富金原 完	副部会長
3	地区まちづくり 推進委員会	美川地区まちづくりネットワーク	会 長	大 谷 弘 幸	
4		今福地区まちづくり推進委員会	委 員	岩 崎 敏	
5		都川地区まちづくり推進委員会	会 長	新 森 増 美	
6		安城地区まちづくり推進委員会	委 員	岡 本 薫	
7		三隅自治区まちづくり会議	会 長	齋 藤 正 美	
8	公民館	長浜公民館	館 長	瀧 口 嘉 輝	
9		波佐公民館	館 長	楨 田 浪 子	
10		市木公民館	館 長	尾 崎 光 政	
11		杵束公民館	館 長	日下田 周 之	
12		黒沢公民館	館 長	三 浦 博 美	

### 2 浜田市

No.	職 名	氏 名	備考
1	地域政策部長	岡 田 泰 宏	出席
2	政策企画課長	大 屋 一 幸	出席
3	企画係長	道 山 清 司	
4	企画係 主任主事	原 田 美由紀	

### 3 事務局

No.	職 名	氏 名	備考
1	地域政策部副部長（まちづくり推進課長）	邊 寿 雄	出席
2	地域づくり推進係長	上 野 晃	出席
3	地域づくり推進係 専門企画員	福 間 裕 介	出席
4	地域づくり推進係 主任主事	陰 山 比佳梨	
5	地域づくり推進係 主事	山 藤 通 子	出席
6	生涯学習課長	村 木 勝 也	出席
7	生涯学習係長	古 城 崇 浩	出席
8	生涯学習係 主任主事	藤 井 雄 也	
9	派遣社会教育主事	小 川 豊	
10	派遣社会教育主事	原 田 千 里	
11	金城支所防災自治課長（金城分室長）	佐々尾 英 樹	出席
12	地域振興係長（教育振興係長）	森 川 学	
13	旭支所防災自治課長（旭分室長）	細 川 光 彦	
14	地域振興係長（教育振興係長）	稲 田 誠	出席
15	弥栄支所防災自治課長（弥栄分室長）	三 浦 輝 明	出席
16	地域振興係長（教育振興係長）	田 中 健	
17	三隅支所防災自治課長（三隅分室長）	小 松 寿 興	出席
18	地域振興係長（教育振興係長）	川 村 政 裕	

浜田市立公民館のコミュニティセンター化に関する検討結果報告書  
(案)

令和2年6月

浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会  
公民館のコミュニティセンター化検討部会

## 目次

1	はじめに	2
2	検討の経緯及び趣旨	3
3	公民館のコミュニティセンター化に関する浜田市の基本的な考え方	4
4	検討体制	5
5	検討経過	6
6	検討項目	7
7	検討のまとめ	8
①	設置の目的	8
②	名称等	9
③	所管	10
④	業務（事業）	11
⑤	職員	12
⑥	職務	13
⑦	開館時間及び休館日	14
⑧	使用料及び使用料の減免	15
⑨	使用許可	16
⑩	運営推進委員	17
⑪	運営方式	18
⑫	社会教育の推進体制	19
⑬	連絡調整体制	20
⑭	職員の育成	21
⑮	保険	22
8	アドバイザーからの助言	23
	・浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例	25

## 1 はじめに

地域を取り巻く社会経済環境が大きく変化するとともに、人口減少、超高齢化が急激に進行し、地域の担い手不足等による地域コミュニティの機能低下等が懸念されており、防災・防犯、福祉、環境などの分野をはじめとして、これまでのような行政を中心とした取組みだけでは解決できない課題が増えてきました。

浜田市では、第二次総合振興計画において、目指す将来像を「住みたい、住んでよかった、魅力いっぱい元気な浜田」とし、この将来像を実現するための7つの「まちづくりの大綱」に、「Ⅶ 協働による持続可能なまち」を掲げ、「市民や地域団体、企業、NPO、行政がパートナーとして手を取り合い、協働のまちづくりを推進する」としています。

こうした中、浜田市立公民館は、これまで社会教育・生涯学習の拠点として、人づくり・まちづくりを通じた地域の活性化、地域学校協働活動等の優れた取り組みを推進してきました。

このような浜田市立公民館の優れた社会教育・生涯学習の拠点機能を継承し、新たな協働のまちづくりに資する地域拠点機能を強化することで、誰もがいつでも学び、つながり、市民一人ひとりがまちづくりの主体として参画し、誰もが心豊かに幸福を実感できる持続可能な地域社会を実現することが求められているとの認識のもと、地区まちづくり推進委員会代表、公民館代表の皆さんとともに、公民館のコミュニティセンター化について9回の会議を開催してセンターの目的・役割、名称、業務内容、運営体制、社会教育の推進体制等について検討、協議を重ね、先進地視察を行ってきました。

これまでの検討結果を、浜田市における社会教育を基盤とした人づくり、協働のまちづくり推進の拠点としての役割を強化する公民館の新たな方向性を示す「浜田市立公民館のコミュニティセンター化検討結果報告書」としてとりまとめましたので報告いたします。

令和2年6月 日

浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会  
公民館のコミュニティセンター化検討部会  
部会長 長 畑 実

## 2 検討の経緯及び趣旨

浜田市では、平成 17 年 10 月の市町村合併時に導入した「浜田那賀方式自治区制度」（以下「自治区制度」という。）のもと、「地域の個性を活かしたまちづくり」と「一体的なまちづくり」を進めてきました。

この自治区制度は、合併後 10 年間で当面の設置期間とし、その後 4 年間の延長を経て、令和 2 年 3 月に期限を迎える予定でしたが、令和元年 5 月に浜田市は、自治区制度の期限を 1 年延長し、令和 3 年 4 月から新たな住民主体のまちづくりを進める方針をまとめました。

新たな住民主体のまちづくり方針の概要は、次のとおりです。

- (1) これまでの自治区を基本としたまちづくりを一步進めて、自治区の枠を超えた一体的なまちづくりを目指す。
- (2) 地域の個性あるまちづくりについては、中山間地域の振興と市民により身近な公民館エリアでのまちづくり活動の支援に力を入れる。
- (3) このため、中山間地域の課題解決のための予算枠を創設するとともに、公民館のコミュニティセンター化を図り、まちづくり機能の充実に努める。
- (4) 本市の協働のまちづくりの理念や仕組みを明確にするため、現行の自治区設置条例に代わる、(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例を新たに制定する。
- (5) 自治区制度の見直しが地域の皆さんの不安とならないよう、現行の自治区設置条例の期限を 1 年に限り延長し、その間に新たなまちづくりへの移行を目指す。

この方針の中で、浜田市は、地域住民による主体的なまちづくり活動を支援する方策の一つとして、公民館機能を充実させ、まちづくり拠点としての機能強化に取り組む「公民館のコミュニティセンター化」を目指すことが示されました。(浜田市の基本的な考え方は 4 ページのとおり)

令和元年 11 月には、(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例の制定に向けた検討を行う「浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会」が設置され、当委員会内に「公民館のコミュニティセンター化」について専門的に検討する「公民館のコミュニティセンター化検討部会」が設置されました。

本部会では、これまでの自治区制度や 1 年延長に至った経緯、浜田市の基本的な考え方、地域の実態、公民館職員からの意見等、様々な議論を踏まえ、「公民館のコミュニティセンター化」に関する事項について検討を行いました。

### 3 公民館のコミュニティセンター化に関する浜田市の基本的な考え方

#### (1) 趣旨・目的

新たな住民主体による「協働のまちづくり」を推進するに当たり、地域課題の解決に向けた住民の主体的なまちづくり活動を支援する方策の一つとして、公民館機能の充実を図り、まちづくりの拠点としての機能を強化するもの。

#### (2) 公民館のコミュニティセンター化の考え方（令和元年11月）

公民館 【2020年度（令和2年度）まで】	区分	コミュニティセンター化 【2021年度（令和3年度）～】
設置		設置
◆公民館 26館 ◆同分館 9館	維持	◆現公民館を継承 26ヶ所 ◆同分館 9ヶ所
所管		所管
◆教育委員会	変更	◆市長部局
根拠		根拠
◆浜田市立公民館条例	変更	◆（仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例 ◆施設設置条例 ※社会教育の拠点としての位置付けは残す
管理運営		管理運営
◆公民館 直営 ◆分館 ※自治会へ管理委託 有福分館のみパート雇用	変更	◆将来的に管理運営委託を目指すこととし、当面（3年程度）直営 ※分館はこれまでどおり自治会へ委託
機能・役割		機能・役割
◆社会教育の推進 ◆まちづくりに資する人づくりの推進 ◆防災拠点	追加	◆社会教育の推進 ◆まちづくりに資する人づくりの推進 ◆防災拠点・まちづくり拠点 ◆ <u>地域の実情に応じた活動の支援</u>
職員体制（原則）		職員体制
◆公民館：館長（52時間）1名 ：主事（132時間）1～3名 ◆分館：館長（兼務）	変更	◆センター：センター長 1名 ※主事と同様の勤務時間（132時間）に拡充 ：職員 1～3名 ※各自治会単位に1名の連携主事を配置 ◆分館：センター長（兼務）
関連予算		関連予算
◆人件費、活動費、施設維持管理費	拡充	◆人件費：加配に合わせて増額 ◆活動費：支援拡充に向けた増額 ◆施設維持管理費：現行を基本に必要予算を確保

#### 4 検討体制

浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会に「公民館のコミュニティセンター化検討部会」を設置し、次の構成員で検討を行いました。（検討の経過については6ページのとおり）

また、本部会のアドバイザーとして、東京大学大学院教育学研究科の牧野篤教授に就任いただきました。

(敬称略)

No.	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	島根県立大学しまね地域研究センター	客員研究員	長 畑 実	部会長
2	浜田市社会教育委員の会	会 長	富金原 完	副部会長
3	美川地区まちづくりネットワーク	会 長	大 谷 弘 幸	
4	今福地区まちづくり推進委員会	委 員	岩 崎 敏	
5	都川地区まちづくり推進委員会	会 長	新 森 増 美	
6	安城地区まちづくり推進委員会	委 員	岡 本 薫	
7	三隅自治区まちづくり会議	会 長	齋 藤 正 美	
8	長浜公民館	館 長	瀧 口 嘉 輝	
9	波佐公民館	館 長	槇 田 浪 子	
10	市木公民館	館 長	尾 崎 光 政	
11	杵東公民館	館 長	日下田 周 之	
12	黒沢公民館	館 長	三 浦 博 美	

アドバイザー	東京大学大学院教育学研究科教授	牧 野 篤
--------	-----------------	-------



## 5 検討経過

令和元年11月から令和2年6月にかけて計9回の会議を開催して検討を行いました。

また、令和元年12月には、公民館のコミュニティセンター化の先進地である山口県周南市への視察を実施しました。

会議等	開催日	議題等
第1回	R1. 11. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会長及び副部会長の選出について</li> <li>・ 関係団体からの提言等及び公民館のコミュニティセンター化に関する基本的な考え方について</li> <li>・ 今後のスケジュールについて</li> </ul>
第2回	R1. 11. 20	(第2回浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会と合同開催) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【勉強会】市民参画と協働のまちづくりについて</li> <li>・ 条例案作成までの取組について</li> </ul>
第3回	R1. 11. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民館及び地区まちづくり推進委員会の現状について</li> <li>・ 検討事項について</li> </ul>
視察	R1. 12. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山口県周南市（地域づくり推進課・生涯学習課）</li> </ul>
第4回	R1. 12. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討事項に関する意見について</li> <li>・ 検討事項について</li> </ul>
第5回	R2. 1. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回の協議のまとめについて（検討項目：①設置目的～⑥職務）</li> <li>・ 検討事項に対する意見集約について（検討項目：⑦開館時間～⑫運営方式）</li> </ul>
第6回	R2. 2. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討事項について（検討項目：⑦開館時間～⑫運営方式）</li> </ul>
第7回	R2. 3. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回の振り返りについて</li> <li>・ 検討事項について（検討項目：2-①社会教育の推進体制～2-④保険加入、1-②名称）</li> </ul>
第8回	R2. 5. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討結果報告書（素案）について</li> </ul>
第9回	R2. 6. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討結果報告書（案）について</li> </ul>

## 6 検討項目

検討に当たっては、コミュニティセンター化した公民館（以下「センター」という。）を規定する条例や規則の柱立てを念頭に置きながら、主に次の項目について議論を行いました。

### 【検討項目】

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 設置の目的       | ⑨ 使用許可      |
| ② 名称等         | ⑩ 運営推進委員    |
| ③ 所管          | ⑪ 運営方式      |
| ④ 業務（事業）      | ⑫ 社会教育の推進体制 |
| ⑤ 職員          | ⑬ 連絡調整体制    |
| ⑥ 職務          | ⑭ 職員の育成     |
| ⑦ 開館時間及び休館日   | ⑮ 保険        |
| ⑧ 使用料及び使用料の減免 |             |

また、検討を進めるに当たり、関係団体等から提出された次の提言等を参考にしています。

団体名等	提言名等	提出年月
浜田市社会教育委員の会	浜田市の公民館のあり方、めざす姿について	H25.11
	公民館のコミュニティセンター化に対する緊急提言	H31.3
浜田市議会中山間地域振興特別委員会	中山間地域振興に関する提言	H31.3
浜田市議会自治区制度等行財政改革推進特別委員会	「公民館のコミュニティセンター化」にかかる意見書	R1.10
浜田市社会教育アドバイザー	島根一の社会教育・生涯学習振興・推進都市浜田市をめざして	H31.3
浜田市公民館連絡協議会	公民館をコミュニティセンターに移行することに対する現場（各公民館）からの声をお届けします	R1.6

## 7 検討のまとめ

先に示した検討項目ごとに、浜田市の基本的な考え方や関係団体等からの意見を踏まえて議論・検討を行い、その結果を次のとおり「まとめ」と「考え方」として整理しました。

なお、個々の議論の経緯や内容については、別途、浜田市ホームページで公表されている会議結果をもって報告に代えます。

### ① 設置の目的

#### 【まとめ】

- センターは、自治区制度に代わる「(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例」に基づく地域拠点施設とする。
- センターは、地域住民の主体的なまちづくり活動を推進等するとともに、地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習を推進し、もって地域課題の解決等を図り、持続可能な地域社会の実現に寄与する施設とする。

#### 【考え方】

現在の公民館は、社会教育の拠点として、地域住民の教養の向上や健康の増進等を図り、地域や学校、家庭、住民同士のつながりづくりに寄与しています。

また、社会教育の実践活動を通じて、まちづくりに資する人づくりの役割も果たすとともに、地域によっては公民館がまちづくりの中核を担っています。

今後、自治区制度に代わる新たな条例（共通の認識）のもとで、各地域の特性を生かし、地域の課題に対応したまちづくりを更に進めていくためには、地域で活躍する人材を育成し、まちづくりの実践活動につなげていくことが重要です。

そのため、センターは、「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」と「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」によって地域課題の解決や地域の活性化を図り、安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現に寄与していく地域拠点施設とする必要があると考えます。

## ② 名称等

### 【まとめ】

- 公民館が新たな地域拠点として変わることや新しいまちづくりの仕組みが始まることを広く周知するためにも、施設の名称は変更することが望ましい。
- 「コミュニティセンター」という名称は馴染みがなく分かりにくいことから、施設の正式名称としては、「まちづくりセンター」が適切と考える。ただし、「公民館」という名称が定着している実態等も踏まえ、各センターにおいて地域独自の通称や呼称を用いることも認めるべき。

### 【考え方】

現在の「公民館」という施設名称については、気軽に行けるという印象を持つ人とそうでない人がいます。

施設名称が変わることで、住民が気軽に来ることのできる身近な地域拠点となり、より多くの住民が集う場となることが期待されます。

ただし、「コミュニティセンター」という名称は、高齢者等に馴染みがなく、どのような施設なのかが分かりにくいことから、まちづくりの拠点である「まちづくりセンター」という名称が適切と考えます。

一方で、これまで「公民館」という名称に慣れ親しんだ利用者にも引き続き利用してもらえるよう、「公民館」や地域独自の通称等も認めるべきと考えます。

なお、最終的な施設名称の決定方法として、公募という提案もありましたので、申し添えます。

### ③ 所管

#### 【まとめ】

- センターの所管については、市長部局への移管が適切と考えるが、まちづくり活動や社会教育事業がより一層推進できる体制を構築することが求められる。
- 所管が市長部局と教育委員会にまたがる場合には、事務手続き等においてセンター職員の負担が増えないよう配慮すること。

#### 【考え方】

公民館は、社会教育法に基づく社会教育施設であり、現在は教育委員会が所管しています。

コミュニティセンター化した場合には、まちづくりと社会教育の2つの拠点という位置付けになることから、まちづくり活動に柔軟に活用でき、且つ行政の各部署との円滑な連絡・調整を図ることができる施設となることが望ましいと考えます。

したがって、基本的に、センターの所管は市長部局へ移管するほうが適切と考えられます。

ただし、市長部局へ移管することによって、社会教育事業が後退することがないように、まちづくり活動や社会教育事業がより一層推進できる体制を構築することが必要です。

そのため、社会教育は教育委員会がそのまま所管しながら市長部局と教育委員会の連携を強化（プロジェクトチーム化など）したり、市長部局に社会教育担当部署を設けたりするなどの具体的な仕組みづくりを市において十分に検討すべきです。

また、仮に所管が市長部局と教育委員会にまたがるような体制づくりを進める場合には、センター職員に混乱や負担が生じないように十分な配慮が必要です。

#### ④ 業務（事業）

##### 【まとめ】

- センターの主な業務は、「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」、「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」、「貸館業務」、「行政窓口業務」とする。
- 「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」については、地区まちづくり推進委員会の活動状況や設立状況に応じ、当該団体の事務局を担うなどして、まちづくり活動の推進や促進、支援等に取り組むものとする。
- 「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」については、現在の社会教育事業（共育・ふるさと郷育など）や生涯学習事業を引き続き実施し、社会教育を基盤とした人づくりに取り組むものとする。
- 各センターの事業については、地域ごとに実情や公民館活動の経緯が異なることから、センターごとに地域の特色や状況、地域課題に応じた事業を企画し、実施することが望ましい。

##### 【考え方】

センターの主な業務は、「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」と「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」の2本柱です。

「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」については、地域の状況に応じて、センターに求められる役割が異なるものと考えます。

例えば、現に公民館が地区まちづくり推進委員会の事務局を担い、地区まちづくり計画の策定等にも取り組んでいる地域では、これからもセンターが核となってまちづくり活動を「推進」する役割が期待されます。

一方で、地区まちづくり推進委員会が全域で設立されていない地域やその活動の充実が必要な地域では、設立に向けた意識醸成やまちづくり活動の「促進」の役割が重要となります。

また、地域によっては、事務的なサポートや情報の収集発信などの「支援」を行うほうが、地域住民の主体性を活かすことができる場合もあると考えます。

したがって、センターは、地域の状況を踏まえ、地区まちづくり推進委員会や地域団体と十分に協議を行い、地区まちづくり推進委員会の事務局を担う又は組織の一員として協力しあう関係を構築し、まちづくり活動の更なる推進等に取り組むべきと考えます。

「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」については、公民館が担ってきた人づくりの機能を継承し、共育やふるさと郷育などを通して地域で活躍する人材を育成する役割が期待されます。

なお、地域ごとに課題や公民館活動の経緯も異なることから、各センターにおける事業については、センターごとに地域の特色や状況、地域課題に応じた事業を地域団体等と連携しながら企画し、実施することが望ましいと考えます。

## ⑤ 職員

### 【まとめ】

- センターの職員は、センター長 1 名、センター職員 2 名を基本とし、地域の実情に応じて加減する。なお、人員増となるセンターにおいて確実に人材を確保できるよう、基本的に公募方式とすることが望ましいが、地元精通者の優先採用には配慮が必要である。
- センター長については、公民館の機能充実に伴い、勤務時間の拡充が必要と考える。ただし、勤務時間の拡充が人材確保の足かせになることが懸念されることから、センターによって柔軟な対応ができる仕組みを検討すること。
- 現在の館長や主事が有しているノウハウや地域のつながりは貴重な財産であることから、コミュニティセンター化しても継続任用されることが望ましい。
- センター間の連携や調整を図る「連携主事」の配置よりも、各地域やセンターにおいて特色あるまちづくり活動や社会教育事業が行われるよう必要な助言等を行う「(仮称)まちづくりコーディネーター」の配置が必要である。

### 【考え方】

現状として、地域によっては、公民館がまちづくりの中核を担っており、館長や主事の負担が大きくなっているケースが生じています。

これらの公民館は、実質的にコミュニティセンター化している公民館の一例であり、少なくともこれらの公民館の負担軽減等に配慮した職員配置を考える必要があります。

一方で、センターの機能を十分に発揮するためには、人材の確保が必要ですが、地域内の人材がそもそも不足していることや、勤務時間の拡充等が人材確保の足かせになるなどの課題もあります。

必要な人材の確保と人員等の充実を同時に実現することは難しい課題ですが、センター機能の充実には不可欠な要素であり、現在の館長・主事の継続任用に加え、市職員退職者の任用なども視野に入れて、市には十分に準備・対応してもらいたいと思います。

また、浜田市の方針として示された「連携主事」については、現在配置済みの連携主事と混同することから「(仮称)まちづくりコーディネーター」とし、役割についても、センター間の連携・調整よりも、まちづくり活動等への支援や助言等のほうが必要と考えます。

## ⑥ 職務

### 【まとめ】

- センター長及びセンター職員の基本的な職務は、次のとおりとする。ただし、職員配置や地域の状況に応じて柔軟な対応が必要である。
  - ・センター長は、センターの行う各種業務を所掌し、センター職員を指揮監督する。
  - ・センター職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。
- (仮称) まちづくりコーディネーターは、各地域において特色あるまちづくり活動等がより一層行われるよう適切な助言や支援を行う。
- (仮称) まちづくりコーディネーターは、5名程度で支援チームを構成し、必要に応じて各地域への助言等を行う体制とすることが望ましい。
- 土日夜間等の業務の増加が想定されることから、センター職員等の勤務条件の見直しが必要である。

### 【考え方】

センター長及びセンター職員の職務は、現在の館長及び主事の職務を基本としながら、勤務時間や職員配置、センターごとの事業の仕組みなどを踏まえ、ある程度柔軟な対応を認めることが必要です。

(仮称) まちづくりコーディネーターについては、センターや地区まちづくり推進委員会の取組に対して、地域の自主性や主体性を尊重した適切な助言等を行う役割が期待されます。

そのため、まちづくりや社会教育に精通した経験者（大学等の研究者や社会教育主事の有資格者など）の人材確保に取り組む必要があります。

また、(仮称) まちづくりコーディネーターについては、各支所に1名ずつ配置するよりも、本庁舎にチームとして配置し、適宜必要な地域へ支援を行う体制のほうが、より柔軟で専門的な助言等ができるものと考えます。

なお、センターがまちづくり活動の拠点として機能するためには、土日祝日や夜間の行事や会議等に対応する必要があることから、時間外手当の導入などの検討が必要と考えます。



## ⑦ 開館時間及び休館日

### 【まとめ】

- 開館時間については、現行の開館時間（9：00～21：00）を基本とする。
- センターの使用ができない日（以下「休館日」という。）については、全センター統一化を図り、年末年始（12月29日～1月3日）のみとする。
- 各センターの使用状況やセンター職員の勤務条件を踏まえ、土日祝日や一部の平日については、職員不在日や管理人配置によって対応する。また、開館時間及び休館日は、必要に応じて変更できるものとする。
- 臨時の休館日や職員不在日を設定する際には、行政窓口業務が行われない状況になることから住民周知を徹底すること。

### 【考え方】

まちづくり活動の拠点として、地域住民に広く使用してもらえる施設を目指す観点から、開館時間は現状を下回らない設定が必要と考えますが、開館時間の拡大を望む意見も確認できないことから現状維持が妥当と判断します。

休館日については、現在、公民館によって取り扱いが異なることから、基本的に統一する方向で考える必要があります。

また、現在の公民館の実態として、休館日であっても使用申請があれば許可していることから、使用機会拡充の観点からも正規の休館日の設定は必要最小限（年末年始のみ）にして問題ないものと考えます。

ただし、土日祝日を含めてセンター職員が全て出勤対応することは、人員配置や労働条件から現実的に困難であり、既に導入している職員不在日の設定や管理人配置、臨時の休館日の設定等による柔軟な対応が必要です。

なお、臨時の休館日や職員不在日を設定する際には、行政窓口業務が行われない状況になることから、事前周知を徹底し、地域住民の混乱を招かないよう配慮に努めなければなりません。

## ⑧ 使用料及び使用料の減免

### 【まとめ】

- 使用料については、全センター統一化を図って徴収する。
- まちづくり活動や社会教育活動、生涯学習活動の目的で使用する場合に使用料を原則免除することが望ましい。
- 現在徴収している冷暖房費の実費については、使用料に含めて徴収する。  
(これにより、まちづくり活動等で使用する際に冷暖房費が免除され、負担軽減による活動の活性化が見込まれる。)

### 【考え方】

現在の公民館は、使用料の徴収の有無や料金設定が統一されていないことから、統一する方向で考える必要があります。

基本的に、収益を伴う活動を含む幅広い使用が可能な施設を目指す観点から、使用料を徴収するのが適当と考えますが、従来から公民館を使用している地区まちづくり推進委員会や各種サークル等がまちづくり活動や社会教育活動に使用する場合には使用料がかからないよう配慮すべきです。

また、使用料の免除や減額を行う場合には、手続きの負担があまり生じないような工夫が必要と考えます。

さらに、まちづくり活動等の活性化を図る観点から言えば、現在徴収している冷暖房費の実費についても免除とすることで、利用者の負担が軽減されて活動の活性化につながるものと考えます。

## ⑨ 使用許可

### 【まとめ】

- 使用申請の手続きは、現行どおり「事前申請・事前許可」を基本とする。
- 使用許可条件については、他の公共施設と同程度とし、まちづくり活動等に柔軟に活用できる施設とする。

### 【考え方】

現在の公民館は、社会教育法に基づく社会教育施設として、市の公民館設置条例において「社会教育法第23条に定められた行為又は集会」や「社会教育上不適当と認められる催し又は集会」には使用できないことが規定されています。

公民館のコミュニティセンター化では、地域住民により身近な地域拠点として広くまちづくり活動等に使用できる施設を目指すとの観点から、使用許可条件の緩和が必要です。

したがって、使用手続きを含め、一般的な公共施設と同程度の条件に設定することが適当と考えます。

## ⑩ 運営推進委員

### 【まとめ】

- センター事業を円滑に推進していくために、現在の公民館と同様に「運営推進委員」を設置できることとする。
- 「運営推進委員」の定員については、上限を撤廃し、地域の実情に応じて設置できるようにすることが望ましい。
- 各センターにおいては、地域の状況に即した事業運営を行うため、センターの活動に関連のある地域団体等と十分に協議・情報共有する場を設けて企画運営すること。

### 【考え方】

現在の公民館事業は、運営推進委員による運営やサポート等によって成り立っており、コミュニティセンター化した後は、今まで以上に運営推進委員の協力が不可欠と考えます。

そのため、現在定められている定員（20人）についても撤廃し、地域の実情やセンターの活動に応じてセンターの裁量で設置できる仕組みとすることが望ましいと考えます。

また、センターの企画運営に当たっては、運営推進委員のみならず、地区まちづくり推進委員会や各種団体等と十分に情報を共有しながら取り組みを進めることが求められます。

各センターにおいては、このような場を定期的に設けたり、協議体を形成したりするなどして、地域の状況に即した運営に努めることが必要です。

## ⑪ 運営方式

### 【まとめ】

- コミュニティセンター化した後の運営方式については、全市的な協議組織においてコミュニティセンター化の評価・検証に合わせて検討する必要がある。
- 委託について検討する場合には、委託へ移行する時期の妥当性等も含めて、十分な検討を行うこと。

### 【考え方】

浜田市の当初方針は、コミュニティセンター化と同時に管理運営委託へ移行するというものでしたが、公民館職員等からの意見を踏まえ、当面 3 年程度は直営で運営し、将来的に委託を目指す方針に転換されました。

ただ、運営方式の検討に当たっては、コミュニティセンター化した公民館の運営がどのようになるのかを評価・検証しながら、実態に即した検討を行う必要があります。

そのため、関係者や識見者で構成する全市的な評価・検証組織（協議機関）を設置し、十分に議論を行うべきと考えます。

また、直営とする「当面 3 年程度」の期間についても、目標設定の必要性は理解できるものの、その期間が適切かどうか、実現性を含めて妥当かどうか現時点では見通せない部分もあることから、当該組織において再度検討する必要があると考えます。

## ⑫ 社会教育の推進体制

### 【まとめ】

- 社会教育の所管や推進体制については、社会教育をより一層推進するという視点に立って整理すること。
- 島根県の派遣社会教育主事については、引き続き 2 名の配置を県へ要請するとともに、市長部局と教育委員会との兼務など、社会教育とまちづくりの推進につながる配置を検討する必要がある。

### 【考え方】

住民主体のまちづくりを進めていくためには、社会教育の更なる推進が必要不可欠です。

特に、共育やふるさと郷育のように次代の地域を担う人づくりにつながる社会教育の推進は、今後も大切にしていかなければなりません。

このような視点を踏まえ、社会教育については、当面、現状のとおり教育委員会が担うこととし、あわせて市長部局と教育委員会との連携を強化する仕組み（プロジェクトチーム化など）を構築することが望ましいと考えます。

また、島根県の派遣社会教育主事によるサポートは、センター等の活動や社会教育事業の維持・充実に大いに貢献しており、引き続きの配置が期待されます。

## ⑬ 連絡調整体制

### 【まとめ】

- 各センターにおいては、地域の状況に即した事業運営を行うため、センターの活動に関連のある地域団体等と十分に協議・情報共有する場を設けて企画運営する。(再掲)
- 現自治区ごとに、現在の館長・主事会と同様の連絡会を設置し、現自治区単位でのセンター間の情報共有や連絡調整を図る。
- 市全体に、現在の公民館連絡協議会と同様の連絡協議会を設置し、センター全体の情報共有や連絡調整を図る。
- 公民館のコミュニティセンター化についての評価・検証・改善提案等や運営方法について検討する全市的な組織（協議会など）を設置する。

### 【考え方】

センター同士又はセンターと関係団体との連携や情報共有は、地域の状況に即した活動の展開や事業の充実を図るうえで欠かせない要素です。

現在の公民館では、館単位・自治区単位・市全体の各層において連絡調整体制を構築しており、コミュニティセンター化した後も、同様の体制を継続することが望ましいと考えます。

また、令和3年4月のコミュニティセンター化以降もよりよい施設を目指していくことが重要との観点から、センターが目的に沿った運営をしているか、期待される機能を発揮しているかなどを評価・検証し、適宜、コミュニティセンター化の改善等を提案できる組織の設置が必要と考えます。

## ⑭ 職員の育成

### 【まとめ】

- センター職員のスキルアップや不安解消に向けて、計画的な研修の開催や研修参加機会の拡充に取り組むこと。
- センター職員が、社会教育主事講習を含む各種研修を積極的に受講できるようにするため、職務の調整や予算の確保に努めること。また、社会教育主事等の有資格者に対する優遇措置を検討すること。

### 【考え方】

コミュニティセンター化に伴い、新たな事業の企画や業務等が発生することに対する不安の声や、スキルアップをしたくても現在の公民館の人員体制では積極的に研修に参加することが難しいとの意見があります。

そのため、センター職員が求める研修やセンター職員に必要なスキルアップを目的とした研修を、計画的に開催したり、受講機会を拡充したりする必要があります。

また、センター職員には、社会教育やまちづくりの専門性が求められることから、各センターに社会教育主事や社会教育士の講習終了者を配置できるよう、当該講習を受講しやすい環境づくりに向けた職務調整や予算確保などに力を入れるべきと考えます。

あわせて、社会教育主事や社会教育士の資格等を取得したセンター職員については、習得したスキル等によって一段高いレベルの事業展開が可能になることから、報酬等の優遇措置を検討する必要があると考えます。



## ⑮ 保険

### 【まとめ】

- 公民館総合補償制度への継続加入は、最低限必要である。
- まちづくり活動への積極的な参加を促すためにも、自治会活動保険を含め、保険内容の充実を図る必要がある。

### 【考え方】

コミュニティセンター化に伴い、センターの活動の広がりや参加者の拡大が期待されることから、リスクに対する十分な対応が必要です。

現在の公民館総合補償制度は、自治会活動保険よりも補償対象者の範囲が広く、熱中症にも対応している一方で、補償内容が十分とは言えない部分もあります。

2つの保険の一本化や別の保険への切り替えなどによって、保険内容の充実を図る必要があると考えます。

## 8 アドバイザーからの助言

自治の基盤としての「まちづくりセンター」の活用を

東京大学大学院 教育学研究科

教授 牧野 篤

### ◆団体・組織としての地域や社会

地域の後継者難だといいます。とくに少子高齢化・定年延長などで、地域の担い手が高齢化し、また減っていて、地域の存続が危ういといわれます。では本来、地域とは一体何なののでしょうか。

日本は明治以降、中央集権国家をつくる過程で、全国に小学校を設置し、学区を画定して、それを行政の基本単位としました。それが、戦前の町内会でした。そこに、相互扶助の隣組などさまざまな地縁組織を重ね、さらに自然村にあった神社を統廃合して氏子区として重ね、今日の地域の基礎がつけられました。

敗戦後、連合国の占領下にあつて、GHQは隣組や町内会を権力的な動員組織とみなして解散命令を出しましたが、その一方で、公民館の設置を奨励し、住民が自らの生活の基盤の上に、地域経営を進める拠点として活用することを促しました。

町内会は、占領の終了にともなつて、自治会として復活しましたが、それは地縁の団体として、「家」を基本とした組織でもあったといつてよいでしょう。そして、それが地域だと意識されてきたのではないのでしょうか。

### ◆底が抜け始めた社会

ところが、経済発展にともなう生活様式の変容や雇用のあり方の変化、さらに価値観の転換によって、まず「家」が親子を基本とした核家族へと変化し、いわゆる地域との関係が希薄になり、地域の基盤が動揺しました。さらに役員のなり手がいなくなって、自治会は持続可能性を失い、その上、人々の負担感が増し、誇りを失うことで、自治機能を停止させてしまう事態になっています。

会社も雇用慣行の切り替えによって、家庭維持の機能を削ぎ落とし、人々を孤立させるように変容し、人々は社会的な帰属を失い、会社を基盤とした社会が壊れてきています。

この事態は、いわゆる過疎地と呼ばれる地方において、より深刻化しているのではないのでしょうか。その結果、行政への依存が強まり、行政負担が増え、各地の自治体が喘ぎ始めているのが実情です。

### ◆社会教育ではない社会教育

反面で、このような事態に直面して、社会教育ではない社会教育が社会教育の実態をつくり始めています。たとえば総務省の地域運営組織、厚生労働省の地域共生社会づくり、国土交通省の地域防災システム、まち・ひと・しごと創生会議の小さ

な拠点づくり、そして経済産業省の未来の教室などでは、いわゆる地域コミュニティが焦点化され、住民による社会教育の実践が注目を集め、公民館の活用が重視されています。

たとえば厚生労働省は、増え続ける認知症高齢者の存在を前提にして、地域包括ケアから地域共生社会づくりへと政策を展開させ、その基本的な枠組みを地域コミュニティへの「福祉からのアプローチ」と「まちづくりからのアプローチ」とし、この両者を媒介するものとして「出会いと、学びのプラットフォーム」を形成するとしています。この施策は、「出会いと学び」を住民の中に組織し、住民自らが地域社会をつくり、担うことで、共生社会を福祉とまちづくりの双方から構成しようとするものです。

#### ◆自治の基盤としての公民館と社会教育

社会教育の中心的施設である公民館の歴史をひもとけば、公民館は本来、町村の住民生活のあらゆる側面に対応する中央官庁、つまり当時の官制で内務省（今日の総務省に相当、以下同じ）、大蔵省（財務省）、商工省（経産省）、農林省（農水省）、厚生省（厚労省）の了解のもとで、文部省（当時）が主導する、住民生活のさまざまな側面に対応した行政領域が地域社会で総合化された、中核的な機関として構想されていました。

戦後の社会教育とは本来、一般行政の基盤をつくるものとして構想され、住民自治を生み出しつつ、それに支えられるべきもの、つまりそれ自体が住民によって担われる実践でした。それは、一般行政に優越し、かつ一般行政に浸透していなければならない、住民自身によって担われる自治体の基盤でもあり、その中心施設が公民館だったのです。

#### ◆住民が使いこなすコミュニティセンターへ

いま求められるのは、お互いに顔の見える関係を基本にして、「ちいさな社会」をたくさんつくり、経営することで、自治体の持続可能性を高めることなのではないでしょうか。そのとき、人々を結びつけるものは、それぞれの人々が役割を果たし、希望を実現することの楽しさを我が事とすること、つまり社会の主役となることです。この「ちいさな社会」こそが地域なのです。

その基盤となるのは、住民相互の「学び」です。「学び」とは、人々が互いに認めあい、関係をつくることを通して、社会をつくり、担い、経営する、そうすることで改めて自分が他者とともに生きていることを実感し、うれしさを感じる、こういう一連のプロセスをいいます。それは、「自治」ということです。

是非皆さんには、浜田市の新しいまちづくりセンターを皆さん自身による「小さな社会」の拠点として使いこなし、自治を鍛え、社会の信頼感を高めて、先人たちがつくりあげた素晴らしい社会を次の世代に受け渡していただきたいと思います。

## 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例

(目的及び設置)

**第1条** 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例(以下「まちづくり推進条例」という。)の制定に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) まちづくりのための協働の在り方に関する事項
- (2) まちづくり推進条例の素案の作成に関する事項

(組織)

**第3条** 委員会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の代表
- (3) 公共的団体の代表
- (4) 地域協議会の代表
- (5) 地区まちづくり推進委員会の代表
- (6) 公募による市民

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、まちづくり推進条例の制定に関する調査審議に要する間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意

見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

**第7条** 委員会に、協働のまちづくりを推進するための地域拠点について調査審議するため、部会を置く。

2 部会は、部会委員12人以内で組織する。

3 部会委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 委員

(2) 公民館の代表

4 第4条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員」とあるのは「部会委員」と、「委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、政策企画課において処理する。

(その他)

**第9条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項(第7条第4項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

(浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年浜田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

# 浜田市社会教育推進計画

令和2年2月

浜田市教育委員会  
生涯学習課

# 浜田市社会教育推進計画

## 【目次】

はじめに	1
I 社会教育・生涯学習の振興、推進の意義	2
1 社会教育及び生涯学習とは	
2 国及び地方公共団体の任務	
3 社会教育の強み	
4 地域における社会教育の意義と果たすべき役割	
5 新たな社会教育の方向性	
II 浜田市の社会教育・生涯学習の振興、推進	6
1 浜田市の目指すまちづくりと人づくり	
2 浜田市の社会教育・生涯学習推進の目的	
3 社会教育・生涯学習推進の目標	
4 浜田市の社会教育・生涯学習推進体制の充実	
5 社会教育・生涯学習の振興、推進の施設整備	
III 推進する諸事業	10
1 ふるさと郷育	
2 はまだっ子共育	
3 学びのあるまちづくり	
「浜田市社会教育推進計画」立案の経緯	21
【参考資料】	
※教育基本法（抜粋）	23
※浜田の海洋教育（構想）	24
※「浜田の海洋教育」カリキュラム（小学校の単元構想例）	25
※はまだっ子共育で目指す 子どもたちに身に付けさせたい力	26

## はじめに

浜田市は、第2次浜田市総合振興計画の基本構想（平成28年～37年度）を示し、その前期基本計画（平成28年～33年度）、及び浜田市教育振興計画（平成28年～33年度）を策定し、その計画に基づいて具体的な施策を計画的に推進している。

この教育振興計画策定に当たっては、平成27年8月、浜田市社会教育委員の会から「浜田市教育振興計画の見直しにおける社会教育のあり方」という答申が提出されている。さらに、社会教育委員の会は、28年度には家庭教育支援及び図書館に関する2つの意見書を提出し、29年度には博物館建設に向けての建議も行っている。

このように、浜田市社会教育委員の会は、浜田市の社会教育の振興・推進について、その進捗状況を把握するとともに、断続的に前向きな提言等を行ってきている。

そのような中、浜田市社会教育委員の会（任期平成30年4月～令和2年3月）において、浜田市の社会教育活動を基礎づける「浜田市社会教育推進計画」を立案することの必要性が提言された。

一方で、平成30年3月、中央教育審議会に対して「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の諮問があるなど、地域や地方公共団体による今後の社会教育の方向性や在り方が問われるようになってきた。

これらを受けて、教育委員会生涯学習課では、現行の教育振興計画に係る社会教育関連事業を着実に推進するとともに、これからの社会教育・生涯学習の振興、推進の意義と方向性を踏まえた社会教育推進計画を立案することとし、その立案過程において適宜社会教育委員の会議に諮ることとした。

立案に当たっては、中央教育審議会答申（平成30年12月）が拠り所になっている。本計画では、目指す市民像を提案するとともに、目的と目標を掲げ、その達成に向けた推進体制や施設整備の方針案を示している。推進する諸事業については、現行の教育振興計画によるものであるが、新たな社会教育の方向性を反映させている。

この社会教育推進計画は、次期浜田市教育振興計画（令和4年度～令和7年度）を策定するに当たって、その社会教育部分を先行的に示した計画として位置付けるものとする。



# I 社会教育・生涯学習の振興、推進の意義

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）より

## 1 社会教育及び生涯学習とは

教育基本法第3条においては、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されている。生涯学習は、学校教育や社会教育を通じた意図的・組織的な学習はもちろん、個人の学習や様々な活動から得られる意図的ではない学習も含む幅広い概念である。

その中で、社会教育は、社会教育法において「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」と定義されるとおり、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすべきものである。

### 生涯学習

国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができること。

#### 意図的・組織的な学習

##### 学校教育

学校の教育課程として行われる教育活動

##### 社会教育

学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）

##### 家庭教育

親がその子に、家庭内で言葉や習慣など、生きていく上で必要なライフスキルを身に付ける援助をすること。

## 2 国及び地方公共団体の任務

教育基本法において、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供、その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」とされている。

また、社会教育法において、「国及び地方公共団体は、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。」とされている。

さらに、「国及び地方公共団体の任務として、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるもの。」とされている。

このように、学習機会の充実、学習環境の充実、社会教育・生涯学習推進体制の充実は自治体行政の重要な任務である。

## 3 社会教育の強み

社会教育は、そこでの学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者と学び合い認め合うことで相互のつながりを形成していくものであることがその特徴といえる。特に、他者との交流を通じて、新たな気づきや学びや活動への動機付けが更に進み、より主体的な学びや活動へとつながっていくことも社会教育の強みと考えられ、戦後の社会教育はこのような強みを生かしながら、学び合い支え合う地域づくりに貢献してきた。

今後、人口減少など社会の大きな変化の中にあって、住民の主体的な参画による持続可能な社会づくり、地域づくりに向けて、社会教育はこれまで以上に役割を果たすことが期待されている。

とりわけ、地域における社会教育は、住民個人、住民相互、住民と地域社会というそれぞれの局面において特色や機能を有している。

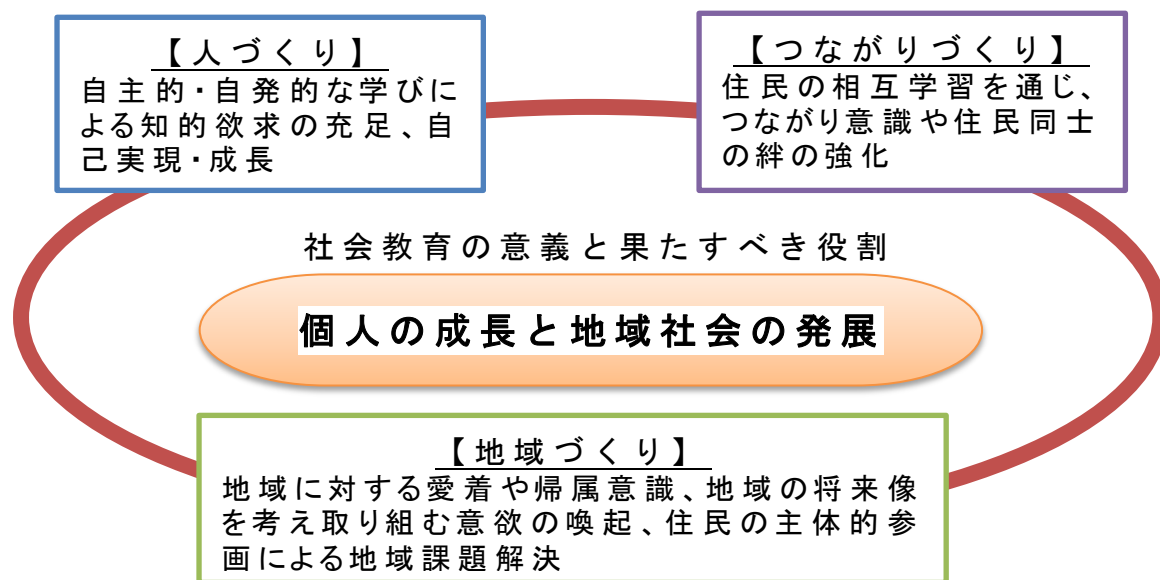
#### 4 地域における社会教育の意義と果たすべき役割

今後、市民には、人口減少、高齢化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGs<sup>※1</sup>に向けた取組等、多様化し複雑化する課題への対応、グローバル化や化学技術・情報化の進展、大規模災害への対応等、必要な知識・技術を学習し、活用する能力を身に付けるなど、社会の変化への対応がより強く求められる。

さらに、人生100年時代の到来、Society5.0<sup>※2</sup>の実現が提唱される中、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要となってくる。

持続可能な地域づくりを進めるためには、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要となってくることから、社会教育は、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を担うこととなる。

社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの重要性は地方行政全体を通じてますます大きくなっている。



※1 SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称である。SDGsは2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成するために掲げた目標である。17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。

※2 Society5.0とは、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を目指すもので、第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

## 5 新たな社会教育の方向性

社会教育を通じ、最終的に目指すべきは、個人の幸福な人生と、持続可能な活力ある社会の実現であり、その大きな鍵の一つが、「地域づくり」である。

社会教育が「人づくり」「つながりづくり」という強みを最大限に発揮しつつ、「地域づくり」に大きく貢献しながらその目的を達成することができるよう、今後は、より多くの住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人材の支援により行われる社会教育、すなわち、「開かれ、つながる社会教育」へと進化を図る必要がある。

今後、地域において社会教育がその意義を踏まえた本質的な役割を果たすためには、現状を見据え、以下のような観点を中心に、社会教育の在り方を、より幅広い住民を対象に、より多くの主体との連携・協働により営まれるものへと大きく進化させる必要がある。

### 住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

### ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働

### 地域の学びと活動を活性化 する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

開かれ、  
つながる  
社会教育

## Ⅱ 浜田市の社会教育・生涯学習の振興、推進

### 1 浜田市の目指すまちづくりと人づくり

#### (1) 第2次浜田市総合振興計画【基本方針】

住みたい、住んでよかった、魅力いっぱい、元気な浜田  
～豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切に作るまち～

- 1 浜田らしい魅力あるまちづくり
- 2 協働による持続可能なまちづくり
- 3 近隣自治体と連携し、県西部の発展をリードするまちづくり

#### (2) 浜田市のまちづくり大綱

- I 活力のある産業を育て雇用をつくるまち
- II 健康でいきいきと暮らせるまち
- III 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち
- IV 自然環境を守り活かすまち
- V 生活基盤が整った快適に暮らせるまち
- VI 安全で安心して暮らせるまち
- VII 協働による持続可能なまち

#### (3) 浜田市社会教育推進計画で目指す市民像

「社会教育推進計画」の立案に当たって、社会教育委員の会での意見を基に、目指す市民像を次のとおり提案する。

- ・ 夢を持ち郷土を愛する人
- ・ 地域ぐるみで子どもを育み共に高まり合う人
- ・ 生涯にわたって学び続ける人
- ・ 人の絆を大切にし、協働しようとする人
- ・ 主体的に社会参画、貢献しようとする人

## 2 浜田市の社会教育・生涯学習推進の目的

### (1) 持続可能なまちづくり

「人づくり」や「つながりづくり」を通じた「地域づくり」により、学びと活動が循環する持続可能なまちづくりを目指す。

### (2) 地域課題解決の進展

地域における学びや活動の場における住民相互のつながりの中で、個人の自立と成長があることによって、主体的な参画による地域課題解決の進展を目指す。

### (3) 魅力的な地域づくり

個人の幸せだけでなく、地域活動への住民の主体的参画により、活力ある魅力的な地域づくりを目指す。

## 3 社会教育・生涯学習推進の目標

### (1) ふるさと郷育

子どもも大人も、ふるさとへの理解と愛着を深めようとする学びや取組を通して、ふるさとに誇りと夢を持ち、郷土を愛する人を育む。

### (2) はまだっ子共育

学校、家庭、地域社会が協働することによって、地域ぐるみで子どもを育み、子どもも大人も共に高まり合い、魅力あふれる地域を創生する。

### (3) 学びのあるまちづくり

地域に学ぶ機会があり、学びの成果を地域活動に生かすことで、地域貢献する熱意の醸成、更なる課題解決のための新たな学びを求めるなど、学びと活動が循環する「学びのあるまちづくり」を実現する。

#### 4 浜田市の社会教育・生涯学習推進体制の充実

##### (1) 社会教育・生涯学習のネットワーク型行政

社会教育・生涯学習に関する行政施策を総合的に推進することとし、ネットワーク型行政として社会教育行政を再構築する。

##### (2) 社会教育・生涯学習推進の拠点施設

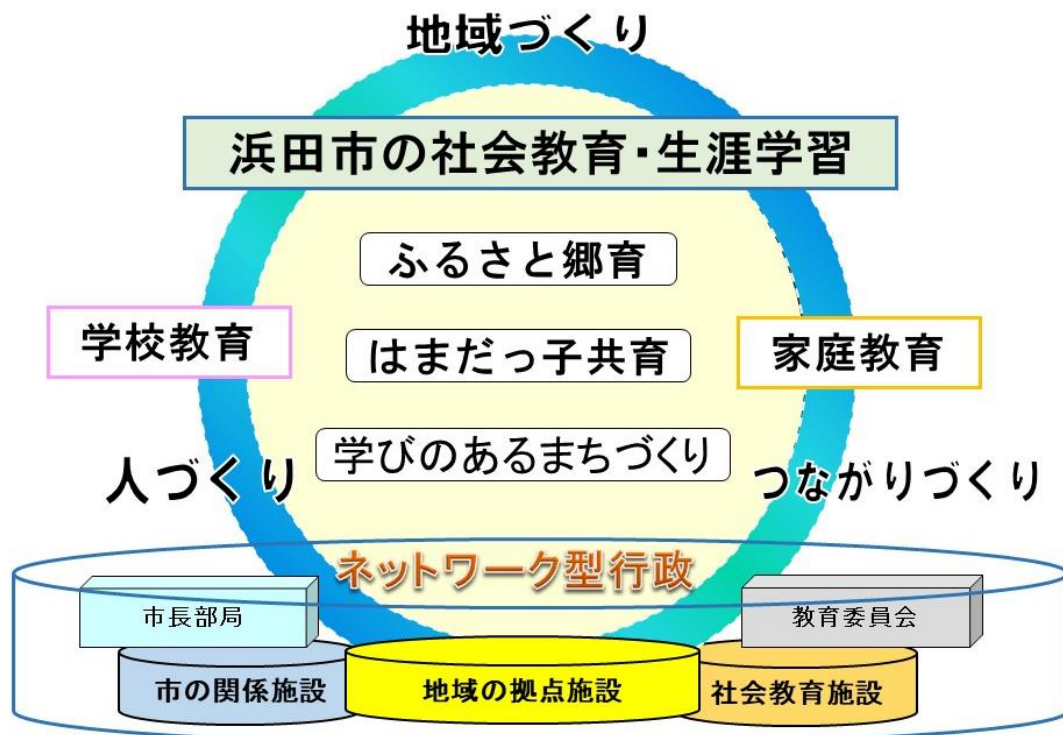
地域の拠点施設には、地域における社会教育・生涯学習推進の拠点としての機能を持たせる。

##### (3) 地域づくりに資する社会教育の推進

「ふるさと郷育」及び「はまだっ子共育」の理念の基、「学びのあるまちづくり」を促進し、地域づくりに資する社会教育を推進する。

##### (4) 多様な人材の幅広い活躍の促進

地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込んだり、連携したりするとともに、社会教育主事の配置を継続し、社会教育士の資格取得を推奨する。



## 5 社会教育・生涯学習の振興、推進の施設整備

地域の拠点施設は、これまでの公民館機能をより充実させるとともに、これからの持続可能な地域づくりの拠点として整備する必要がある。

そのためには、将来の地域を担う子どもたちを含めた全ての地域住民が、ふるさと郷育やはまだっ子共育に主体的に関わり、学びのあるまちづくりが促進される拠点施設となることが求められる。

### (1) ふるさと郷育の拠点

地域の「ひと、もの、こと」がふるさと郷育の貴重な教育資源であるという観点から、学校や地域で行う学習や活動が円滑に実施されるための情報収集発信機能を維持できる施設とする。

### (2) はまだっ子共育の拠点

地域学校協働活動及び家庭教育支援活動を推進するはまだっ子共育には、地域と学校のつながりが必須であるため、学校との円滑な連携が図れるコーディネート機能を維持できる施設とする。

### (3) 学びのあるまちづくりの拠点

社会教育を基盤とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の拠点として、住民の学びと活動の循環機能を維持できる施設とする。

### (4) その他の社会教育施設の整備計画

社会教育・生涯学習の振興、推進に当たっては、地域の拠点施設はもとより、広く市民が利活用できる社会教育施設の整備拡充が必要である。

なお、図書館、美術館、博物館、文化施設、スポーツ施設、健康福祉施設などの整備は、関係する部署の諸計画によるものとする。



### Ⅲ 推進する諸事業

---

推進する諸事業は、社会教育・生涯学習推進の目標で掲げた「ふるさと郷育」、「はまだっ子共育」、「学びのあるまちづくり」の3項目について、それぞれの目標達成に向けたものである。

事業の一覧は、次ページのとおりである。

個々の事業については、事業名、その内容と指標を下記のように記載している。各指標の評価規準については、事業ごとに別に定めることとする。

<b>事業名</b>	
事業の内容	
<b>【活動指標】アウトプット</b>	<b>【成果指標】アウトカム</b>
事業の具体的な活動量や活動実績を測る指標。	事業の成果を測る指標。 (事業実施による効果や効用、行動変容)

なお、現行の浜田市振興計画の「社会教育の推進」に含まれる「図書館サービスの充実」、及び「生涯スポーツの振興」と「歴史・文化の伝承と創造」に関わる諸事業については、現行事業の推進計画によるものとする。

### Ⅲ 推進する諸事業

1 ふるさと 郷育	(1)学校における 「ふるさと郷育」	①ふるさと教育推進事業	
		②自然体験活動推進事業	
	(2)浜田の特色を 活かした「ふる さと郷育」	①「人物読本ふるさとの50人」の活用事業	
		②海洋教育推進事業	
	(3)地域ぐるみの 「ふるさと郷育」	①ふるさと郷育推進事業	
		②中山間地域ふるさと郷育推進事業	
2 はまだっ 子共育	(1)組織及び体制	①はまだっ子共育運営委員会	
		②地域学校協働活動推進員	
		③地域学校協働本部、地域学校協働会議	
		④家庭教育支援推進チーム	
	(2)地域学校協働 活動	①学校支援事業	
		②地域学校協働活動推進事業	
		③放課後支援事業（放課後子ども教室）	
		④地域学習支援事業（勉強の場所づくり）	
	(3)家庭教育支援 活動	①HOOP!浜田親子共育応援プログラム活用事業	
		②家庭教育支援チーム活用推進事業	
		③地域ぐるみの家庭教育支援活動推進事業	
	(4)高校・県立学 校・大学等との 連携協働	①教育の魅力化推進事業	
		②県立大学地域連携推進事業	
	3 学びのあ るまちづ くり	(1)社会教育によ る人づくり	①拠点施設の社会教育研修
			②地域づくり社会教育研修
			③地域課題解決に向き合う人づくり事業
(2)地域住民の主 体的参画、地域 のつながりづく り		①地域学習交流活動推進事業	
		②地域貢献活動支援事業	
		③防災・防犯地域学習支援事業	
		④青少年の健全育成事業	
(3)住民の主体的 な学び		①人権・同和問題学習活動	
		②福祉、社会的包摂等、学習機会の提供	

### Ⅲ 推進する諸事業

## 1 ふるさと郷育

ふるさとに誇りと夢を持ち、郷土を愛する人を育む。

### (1) 学校における「ふるさと郷育」

#### ① ふるさと教育推進事業

ふるさとの「人、もの、こと」の良さを学ぶ学習や活動を支援する。

全ての小学校、中学校で、各学年、年間 35 時間以上実施する。

学校で行う「ふるさと郷育」に関わる地域住民の実数が、年々増加する。

#### ② 自然体験活動推進事業

ふるさとの海・山・川・大地で行う、自然体験活動を支援する。

全ての小学校、幼稚園で実施する。

自然体験活動を支援する地域住民の実数が、年々増加する。

### (2) 浜田の特色を活かした「ふるさと郷育」

#### ① 「人物読本 ふるさとの 50 人」の活用事業

既刊の浜田市の人物読本を学校や地域のふるさと郷育に活用する。

小学校 4 年生全員に配布し、全ての小学校で人物読本を活用した学習を行う。

各地域で、人物読本に登場する人物に関する地域学習が実施される。

#### ② 海洋教育推進事業

浜田の海洋教育<sup>※3</sup>を学校や地域で推進する。

全ての小学校で「浜田の海洋教育」カリキュラム<sup>※4</sup>を実施する。

海・山・川を活かし、守る活動に発展した取組が各地域で行われる。

※3 海洋教育は、「海に親しむ」ことから始まり、「海を知る」ことで海への関心を高め、さらに海と人との共生のために「海を活かす」こと、「海を守る」ことの大切さを学ぶ。

※4 浜田の海洋教育（構想）及び「浜田の海洋教育」カリキュラム（小学校の単元構想例）について、参考資料として添付している。

### (3) 地域ぐるみの「ふるさと郷育」

#### ① ふるさと郷育推進事業

地域の拠点施設が、単独又は中学校区単位の連携で、小学校や中学校が行うふるさと教育を支援するとともに、地域の自然や人材を活用し、小学生や中学生を対象としたふるさと学習や自然体験活動、宿泊体験活動（通学合宿を含む）等の事業を実施する。

さらに、地域の大人を対象とした地域学習を行い、学習成果を地域に還元したり、地域学校協働活動<sup>※5</sup>に活かしたりする。

(1)地域の拠点施設全てにおいて、小中学生を対象としたふるさと学習を年1回以上実施する。	(1)地域ぐるみで、地域の良さを小中学生に伝えようとする機運が高まる。参加者数が増加する。
(2)地域の拠点施設全てにおいて、地域の大人を対象とした地域学習を年1回以上実施する。	(2)地域学習の成果を発表する機会を持ったり、地域学校協働活動に関わろうとしたりする人が増加する。

#### ※5 地域学校協働活動

幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、地域ぐるみで未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を推進する。

#### ② 中山間地域ふるさと郷育推進事業

中山間地域の拠点施設が、地域課題の発見や解決に向けた活動を推進する地域人材の育成を図り、ふるさとへの愛着を高め、地域ぐるみで子どもを育もうとする活動等を推進する。

中山間地域において、地域課題の発見や解決に向けた人材育成に関わる学びと地域ぐるみの活動を年1回以上実施する。	子どもから大人、高齢者が地域ぐるみで参加する活動により、地域が元気になったと実感される。
--	--

## 2 はまだっ子共育

地域ぐるみで子どもを育み、子どもも大人も共に高まり合う。

### (1) 組織及び体制

#### ① はまだっ子共育運営委員会

教育委員会に事務局を置き、地域学校協働活動及び家庭教育支援活動を推進する。浜田の子どもたちに身に付けさせたい力について、共通認識案を提示する。

毎年度、運営委員会を2回以上開催し、研修会を1回以上実施する。

「はまだっ子共育」の関係機関・団体が連携・協働する体制を確立する。

#### ② 地域学校協働活動推進員

地域学校協働活動について、総合的調整役を担う者として、教育委員会が委嘱する。

毎年度、全ての中学校区において、1名以上の地域学校協働活動推進員を委嘱する。

地域学校協働活動推進員の活動記録を地域・学校・市教委が共有し、その成果を適正に評価する。

#### ③ 地域学校協働本部、地域学校協働会議

中学校区毎に、地域の実状に応じて、地域学校協働本部を整備し、その推進母体として、地域学校協働会議を設置する。

全ての中学校区において、地域学校協働本部を設置する。毎年度、1回以上、地域学校協働会議を開催する。

地域学校協働本部及び地域学校協働会議の取組に、PDCAサイクルを取り入れ、年々、質的向上が見られる。

#### ④ 家庭教育支援推進チーム

市全体の家庭教育支援活動の効果的な推進、家庭教育支援チームの組織化を推進するために、家庭教育支援推進チームを設置する。

毎年度、市全体の家庭教育支援活動を推進するチームを構成し、推進会議を定期的に開催する。

推進チームにより、各中学校区に一つ以上の家庭教育支援チームの組織化が進む。

## (2) 地域学校協働活動

### ① 学校支援事業

地域住民の学習成果を活かすなど、地域人材による、学校の求める教育活動の支援を推進する。

毎年度、全ての小学校、中学校で、地域住民による学校支援活動が実施される。

学校の教育活動をボランティアで支援する地域住民が増加する。

### ② 地域学校協働活動推進事業

地域住民の学びと、学校教育として行われる学びが協働的につながる活動を推進する。

全ての小学校、中学校で、地域学校協働プログラム※<sup>6</sup>が作られる。

地域学校協働活動の充実により、学校を核とした地域づくりに向かう体制が整備される。

#### ※6 地域学校協働プログラム

地域と学校が協働的につながる学習活動について、より焦点化した取組を深化、発展させ、特色あるプログラムとしてまとめる。当該校の年次計画に生かしたり、他校のモデルにしたりする。

### ③ 放課後支援事業（放課後子ども教室）

放課後や休日において、全ての子どもたちの安全安心な居場所を確保し、学習や様々な体験や交流活動の機会を定期的継続的に提供する。

全小学校区に、放課後子ども教室が開設され、全ての小学生が、放課後支援の恩恵を受けることができる。

放課後子ども教室を支援する地域住民が増加し、地域ぐるみの子育て支援の輪が広がる。

### ④ 地域学習支援事業（勉強の場所づくり）

地域の拠点施設や社会教育施設において、小・中・高校生を対象とした「勉強の場所」を設置し、地域で学習を支援する。

全ての地域の拠点施設において、「勉強の場所」を整備し、中・高校生が、学校以外で勉強する時間が増加する。

勉強の場所づくりが児童生徒の学力向上に資するとともに、地域学習支援の機運が高まる。

### (3) 家庭教育支援活動

<b>① H O O P ! 浜田親子共育応援プログラム※<sup>7</sup>活用事業</b>	
<p>保護者(PTA)を対象とした家庭教育に関する講座の実施、家読やメディアコントロール※<sup>8</sup>の推奨など、学習機会の効果的な提供を行うとともに、親同士の交流を図る。</p>	
<p>(1)メディア接触など、未整備のプログラムを完成させる。  (2)プログラムの進行役であるファシリテーターを養成するとともに、家庭教育支援活動の推進者の研修を行う。  (3)全ての幼児教育施設、小学校、中学校で、H O O P ! を年に1回以上活用する。</p>	<p>(1)プログラムについて、市民の認知度がアップする。  (2)家庭教育支援活動の推進者数が増加する。  (3)家庭教育に関する学習活動に参加する保護者(親)の人数が増加する。</p>

※7 H O O P ! 浜田親子共育応援プログラム

島根県教育委員会が構築した親学プログラムに、浜田市教育委員会が考案した乳幼児期のプログラムを合わせたものを「H00P! 浜田親子共育応援プログラム」と称し、浜田市教育委員会の指導のもと実施する。

※8 家読(うちどく)とメディアコントロール

家読は、家庭読書を推進する取組である。メディアコントロールは、家読とともにメディアとの適切な関わり方について考えて行こうという取組である。

<b>② 家庭教育支援チーム活用推進事業</b>	
<p>地域ぐるみの家庭教育支援活動をコーディネートするとともに、様々な家庭の状況に応じて、チームによる情報提供や相談対応を実施する。</p>	
<p>中学校区単位に、家庭教育支援チームを結成する。</p>	<p>チームによる情報提供や相談活動の機会が増加し、地域における家庭教育支援活動数が増加する。</p>

<b>③ 地域ぐるみの家庭教育支援活動推進事業</b>	
<p>親子や三世代での参加型行事やボランティア活動、体験活動等のプログラムを展開するとともに、親世代の参画を促す。</p>	
<p>全ての地域の拠点施設で、親子・三世代交流活動を実施する。</p>	<p>地域ぐるみの家庭教育支援活動に主体的に参画しようとする親世代が増加する。</p>



## (4) 高校・県立学校・大学等との連携協働

### ① 教育の魅力化推進事業 ※9

地域とともにある高校の魅力化を推進する。

県立の特別支援学校と連携・協働を推進する。

(1) 市内 3 高校で、高校魅力化コンソーシアム※10 が構築され、魅力化事業が円滑に推進される。

(2) 市内の県立特別支援学校 2 校と国府公民館の連携事業を継続的に実施する。

(1) 市内 3 高校の生徒数が確保され、魅力ある高校づくりが浜田地域のまちづくりに資する。

(2) 特別支援学校が立地する地域において、特別支援教育への理解が進み、地域と当該校との関係性が向上する。

#### ※9 教育の魅力化

島根県が目指す「教育の魅力化」とは、島根の子どもたち一人一人に、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育むため、学校と地域社会がその目標を共有し、協働を図りながら、島根の教育をよりよいものに高めていくことである。

#### ※10 高校魅力化コンソーシアム

教職員・生徒・保護者・市町村・小中学校・大学・社会教育機関・地元企業・地域住民・関係団体等の多様な主体が参画し、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制を構築する。

### ② 県立大学地域連携推進事業

県立大学地域連携推進センター※11 との連携、協働を推進する。

県立大学の学生が、地域活動に気軽に参加したり、学校や地域のニーズに大学が容易に協力や支援したりできる体制を強化する。

県立大学と地域とが連携協働で行う事業が各地で実施され、大学のあるまちづくりが進む。

#### ※11 県立大学地域連携推進センター

大学が地域社会との連携を深め、地域活性化に貢献していくために設けられた、地域と大学をつなぐ総合窓口。

「はまだっ子共育」は、浜田の子どもたちに身に付けさせたい力について、地域、学校、家庭（保護者）が共有しながら取り組む。



浜田の子どもたちに身に付けさせたい力については、はまだっ子共育運営委員会で共通認識案を提示する。 ※参考資料



### 3 学びのあるまちづくり

学びと活動が循環する学びのあるまちづくりを実現する。

#### (1) 社会教育による人づくり

##### ① 拠点施設の社会教育研修

地域の拠点施設の施設長及び従事者の社会教育研修を充実させる。

地域の拠点施設の施設長及び従事者対象の社会教育研修を年2回以上実施する。

地域の拠点施設の施設長及び従事者が、社会教育の観点から、学びのあるまちづくりをリードしようとする。

##### ② 地域づくり社会教育研修

地域づくりを担う地域活動のリーダー等を対象とする社会教育研修を実施する。

地域づくりを担う地域活動のリーダー等を対象とする社会教育研修を年2回以上実施する。

各地域において、地域活動を主体的に推進しようとするリーダーや協力者が増加する。

##### ③ 地域課題解決に向き合う人づくり事業

地域の拠点施設において、地域の実態と課題を住民自身が把握・共有し、当事者意識を高めて課題に向き合う活動や人づくり事業に取り組む。

全ての地域の拠点施設が、地域課題に向き合う活動や人づくりに関する事業を計画し、実施する。

地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材が、社会教育を基盤とした地域づくりを推進する。

## (2) 地域住民の主体的参画、地域のつながりづくり

### ① 地域学習交流活動推進事業

地域で、住民交流や世代間交流などつながりづくりを目指した地域学習交流を推進する。

全ての地域の拠点施設が、学習を伴う住民交流や世代間交流などの地域活動を年2回以上実施する。

地域の拠点施設における地域学習交流活動が、持続可能な地域づくりにつながる。

### ② 地域貢献活動支援事業

住民の社会参画、地域貢献団体・ボランティアグループの組織化を促進、支援する。

地域の拠点施設において、地域貢献団体、ボランティアグループの組織化が進む。

社会参画や地域貢献をしようとする元気な地域住民が増加する。

### ③ 防災・防犯地域学習支援事業

地域における防災や防犯に向けた学習活動を支援する。

地域の拠点施設において、地域における防災や防犯に向けた学習活動を年1回以上実施する。

自主防災組織が実働的に動いたり、地域防犯活動が展開されたりする安心安全のまちづくりが進む。

### ④ 青少年の健全育成事業

地域ぐるみで青少年の健全育成を目指す。

各地域の実態に応じて、青少年の健全育成事業を実施する。

学びと活動が循環するような事業の見直しが図られ、地域ぐるみの青少年健全育成が進む。

### (3) 住民の主体的な学び

#### ① 人権・同和問題学習活動

市民一人ひとりが人権尊重に向けて行動できる社会の実現に、社会教育の拠点である公民館を活用した人権・同和問題学習を、地域や関係機関と連携して推進する。

地域の拠点施設において、年1回以上の人権・同和問題学習の取組を実施する。

人権・同和問題学習の裾野を広げることで、お互いが人権を尊重し合う心豊かなまちづくりが進む。

#### ② 福祉、社会的包摂等、学習機会の提供

高齢者福祉、障がい者福祉、社会的包摂<sup>※12</sup>等、地域社会の身近な課題解決に向けた学習の機会を提供する。

地域の拠点施設において、地域社会の身近な課題解決に向けた地域学習を年1回以上実施する。

地域学習への参加者数が増加し、「生涯にわたって学び続ける人」を目指す機運が上昇する。

#### ※12 社会的包摂

社会的包摂とは、社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人一人、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。社会的排除の反対の概念である。

今後の社会教育においては、年齢・性別・障がいの有無・国籍・所得等に関わりなく、全ての住民が分け隔てなくその活動に参画し、地域社会の構成員として社会参加できるよう、社会的包摂の観点に一層留意する必要がある。

## 「浜田市社会教育推進計画」立案の経緯

【平成 30 年度】

5月9日	第1回社会教育委員の会
社会教育委員の会の意見として、「浜田市社会教育推進計画」立案の必要性について提言する。	
7月18日	第2回社会教育委員の会
教育委員会生涯学習課では、これからの社会教育・生涯学習の振興、推進の意義と方向性を踏まえた社会教育推進計画を立案することとし、その立案過程において適宜社会教育委員の会議に諮ることとした。	
9月25日	第3回社会教育委員の会
社会教育計画立案に向けて、近隣市町の社会教育計画を参考にしたり、浜田市社会教育アドバイザーからの指導助言を得たりしながら、意見交換を行う。	
10月29日	第4回社会教育委員の会
浜田市社会教育推進計画の枠組み、骨子（案）について、意見交換、検討協議をする。	
11月21日	第5回社会教育委員の会
中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申（案）」の内容について研修するとともに、浜田市社会教育推進計画（案）について意見交換、検討協議をする。	
1月15日	第6回社会教育委員の会
社会教育委員の会として、公民館のコミュニティセンター化の方向性に係る緊急提言を行うこととした。 中央教育審議会の答申（平成30年12月）「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」を受けて修正した浜田市社会教育推進計画（案）について意見交換を行う。	
2月14日	第7回社会教育委員の会
公民館のコミュニティセンター化の方向性に係る緊急提言の最終案を協議、決定する。 浜田市社会教育推進計画 30年度末中間報告（案）について意見交換を行う。	
3月20日	第8回社会教育委員の会
社会教育委員の会が、「公民館のコミュニティセンター化に対する緊急提言」（提言）を行う。	

【令和元年度】

5月9日	第1回社会教育委員の会	浜田市社会教育推進計画の立案に向けて、意見交換を行う。
6月18日	第2回社会教育委員の会	浜田市社会教育推進計画（案）について、意見交換を行う。 社会教育に関するアンケート調査は実施しないこととする。
7月16日	第3回社会教育委員の会	社会教育委員の会の意見を踏まえて、推進の柱を見直した浜田市社会教育推進計画（案）について、意見交換、検討協議をする。
9月24日	第4回社会教育委員の会	浜田市社会教育推進計画（最終案）を提示し、意見交換を行う。 成果指標の内容などの修正意見を反映することとする。
11月19日	第5回社会教育委員の会	浜田市社会教育推進計画の立案についての検討を終了する。 以後、教育委員会に委ねることとする。

浜田市社会教育委員名簿（平成30年4月1日～令和2年3月31日）

1	佐堂 潔	平成30年4月～平成31年3月	校長会選出
	加藤 道夫	平成31年4月～令和2年3月	
2	佐々木慎司	平成30年4月～平成31年3月	浜田市PTA連合会選出
	分石由紀江	令和元年5月～令和2年3月	
3	瀧口 嘉輝		浜田市公民館連絡協議会選出
4	桑原 徹		みすみスポーツクラブ 会長
5	山崎 晃	平成30年4月～平成31年3月	浜田市文化協会 会長
	田中耕太郎	令和元年5月～令和2年3月	
6	鶴原 理子		HOOP!ファシリテーター
7	鎌田 由美		しまね子どもの読書等推進の会浜田支部代表
8	山崎 壽松		全日本同和会島根県連合会浜田支部長
9	栗栖 真理		はまだっ子共育統括コーディネーター
10	野田美和子		公民館運営推進員・学校評議員
11	拝上 理恵		主任児童委員
12	日下田周之		杵束公民館長
13	富金原 完		教育行政経験者

## 参考資料

### 教育基本法（抜粋）

#### （生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

#### （社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

#### （学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

# 浜田の海洋教育（構想）

～浜田の海（山・川）に親しむ、知る、活かす、守る、共に生きる～

浜田市教育委員会

海洋教育は、「海に親しむ」ことから始まり、「海を知る」ことで海への関心を高め、さらに海と人との共生のために「海を活かす」こと、「海を守る」ことの大切さを学ぶ学習です。

浜田の海洋教育は、浜田の魅力である海をテーマとした学びを深めるとともに、海に注ぐ水の流れにも着目することによって、浜田市全域でふるさとの海、森林、そして河川に関わる様々な学習を行い、ふるさとに対する愛着を深め、ふるさとを誇りに思い、持続可能なふるさとのために何ができるかを考え行動する子どもたちを育てます。

海（山・川）に親しみ、豊かな感受性や興味関心等を培い、それに進んで関わろうとする。

海に親しむ

海（山・川）の自然や資源、それを取りまく人や社会との深い関わりやその歴史について関心をもち、進んで調べようとする。

海を知る

海を活かす 海と共に生きる 海を守る

海（山・川）の資源活用、世界とつながる船舶輸送について理解し、それらを持続的に活かすことの大切さを理解しようとする。

海（山・川）の環境について調べる活動やその保全活動などの体験を通して、環境保全に主体的に関わろうとする。

次代を担う子どもたちが、ふるさとの海（山・川）と共に生きる意識とその資質・能力を身に付けることができるように、学校は、浜田の海（山・川）に関連した関係機関、団体等と連携協働しながら浜田の海洋教育の推進を図ります。地域においては、ふるさと郷育及びはまだっ子共育で推進します。



# 「浜田の海洋教育」カリキュラム(小学校の単元構想例)

浜田市教育委員会

## 【目的】

浜田の海洋教育は、浜田の魅力である海をテーマとした学びを深めるとともに、海に注ぐ水の流れにも着目することによって、浜田市全域でふるさとの海、森林、そして河川に関わる様々な学習を行い、ふるさとに対する愛着を深め、ふるさとを誇りに思い、ふるさとのために何ができるかを考え、行動する子どもたちを育てます。

## 【内容例】 学年別 単元名 (教科等とのつながり)、関係機関・団体等、ふるさと郷育、はまだっ子共育との関連

目標	海(山・川)に親しむ	海(山・川)を知る	海(山・川)を活かす	海(山・川)を守る
	ふるさとの海(山・川)に親しみ、豊かな感受性や興味関心等を培い、それに進んで関わろうとする。	海(山・川)の自然や資源、それを取りまく人や社会との深い関わりやその歴史について関心をもち、進んで調べようとする。	海(山・川)の資源活用、世界とつながる船舶輸送について理解し、それらを持続的に活かすことの大切さを理解しようとする。	海(山・川)の環境について調べ活動やその保全活動などの体験を通して、環境保全に主体的に関わろうとする。
1・2年	<b>海辺を歩いてみよう(生)</b> ◎海辺の生き物を見付けよう ・海辺探検(アクアスの支援)	<b>海の生き物(国)</b> ◎海の生き物の名前を調べよう ・アクアスに行く	<b>ふるさとの海の良さ(生)</b> ◎海の行事や活動に参加しよう ・海の日、海のおまつり(郷育)	<b>きれいな海を守ろう(生)</b> ◎海辺のゴミを拾おう ・地域との協働活動(共育)
	<b>森を歩いてみよう(生)</b> ◎森の良さを感じよう ・森の中に何かがあるかな	<b>森の生き物(国)</b> ◎森の生き物の名前を調べよう ・図書館活用の調べる学習	<b>ふるさとの山の良さ(生)</b> ◎山の行事や活動に参加しよう ・山菜採り、ウオーク(郷育)	<b>山の自然を守ろう(生)</b> ◎植林活動に参加しよう ・地域との協働活動(共育)
	<b>川辺で遊ぼう(生)</b> ◎川辺を探検しよう ・水の流れ、水の中の様子	<b>川の生き物(生)</b> ◎川の生き物の名前を調べよう ・ザリガニ釣り、水中の生き物	<b>ふるさとの川の良さ(生)</b> ◎川の行事や活動に参加しよう ・川遊び、川下り(郷育)	<b>きれいな川を守ろう(生)</b> ◎川にゴミを捨てない ・地域との協働活動(共育)
	<b>浜辺で遊ぼう(生)</b> ◎浜辺の良さを感じよう ・砂の芸術・砂浜運動会	<b>海の乗り物(国)</b> ◎船について調べよう ・図書館活用の調べる学習	<b>浜田の美味しい魚(生)</b> ◎びーびー?どんちっち? ・魚屋さん、かまぼこ屋さん	<b>海を守る気持ちを表そう(図)</b> ◎海の絵を描こう ・アクアスの海
3・4年	<b>海辺の探検に行こう(総)</b> ◎海の生き物を育てよう ・海の生き物採取、釣り ◎海に関する施設を見学しよう ・海洋館アクアス訪問	<b>海の生き物(総・国)</b> ◎海の生き物について調べよう ・海の魚(アクアス) ・サケの放流(下府川を楽しむ会) ・海藻(浜田の海で生活する会)	<b>各地とつながる浜田の海(総)</b> ◎浜田の港がどことつながっているか? ・出前授業(浜田港湾振興センター)	<b>海の環境保全に取り組もう(総)</b> ◎海の漂流物・ゴミはどこから来たのか調べよう(海岸清掃) ・海洋環境教室(浜田海上保安部)
	<b>山の自然にふれよう(総)</b> ◎山探検をしよう ・安全な山歩き	<b>山や森の生き物(国)</b> ◎森の生き物の名前を調べよう ・図書館活用の調べる学習	<b>ふるさとの山の良さ(総)</b> ◎山の行事や活動に参加しよう ・山菜採り、ウオーク(郷育)	<b>山の自然を守ろう(総)</b> ◎植林活動に参加しよう ・地域との協働活動(共育)
	<b>水の流れを感じよう(総)</b> ◎沢登り探検をしよう ◎川遊び、カヌー	<b>川の生き物(総・国)</b> ◎川の生き物の名前を調べよう ・出前授業(アクアス)	<b>ふるさとの川の良さ(総)</b> ◎川の行事や活動に参加しよう ・川遊び、川下り(郷育)	<b>きれいな川を守ろう(総)</b> ◎川の環境保全を考えよう (浜田市環境課)
	<b>海洋活動を体験しよう(総)</b> ◎船に乗ろう ・水産高校練習船、クルーズ船 ◎ロープの結び方 ・ロープワーク(海洋少年団)	<b>海の仕事を体験しよう(総)</b> ◎海にかかわる仕事 ・水産加工体験(水産高校) ・藻塩作り (浜田の海で生活する会)	<b>ふるさとの海の良さ(生)</b> ◎海の行事や活動に参加しよう ・海の日、海のお祭り(郷育) ◎命を守る海の安全 (ライフセービングクラブ)	<b>海を守る気持ちを表そう</b> ◎海の絵を描こう(図) ・未来に残そう青い海(応募) ◎浜田の海をきれいにしよう(総) ・海岸清掃活動
5・6年	<b>海の楽しさを体験しよう(体)</b> ◎マリンスポーツを楽しもう ・カヌー(三隅B&G) ・SUP(海で生活する会) ・カッター(水産高校) ◎海を楽しもう ・魚釣り教室、藻塩作り	<b>海の自然、環境(理)</b> ◎海の生き物について調べよう ・魚の生き物と環境(アクアス) ・魚の誕生、生態(浜田近海) (島根県水産技術センター) ◎大地のつくりを学ぼう ・曇ヶ浦見学(地域講師)	<b>水産資源の有効活用(社)(総)</b> ◎浜田の水産業を学ぼう ・浜田の漁業(JFしまね) ・ヒラメの養殖、放流 (島根県水産振興協会) ・浜田の水産加工業 (浜田水産加工業協同組合)	<b>海の環境保全に取り組もう(総)</b> ◎日本の水産業と海洋環境 ・図書館活用の調べる学習 ・海藻と環境との関係 (島根県水産技術センター) ◎漂流ゴミ問題解決に向けて ・プラスチックごみ、海岸清掃
	<b>山・川での体験活動(体)(総)</b> ◎自然体験活動を楽しもう ・沢登り体験 ・スキー、そり、スケート体験 ・雪合戦	<b>海で働く人々の生活(社)</b> ◎海の仕事について調べよう ・漁船、魚市場、海産物 ・干物、缶詰、海料理 ・輸送船、港、海上保安部	<b>ふるさとの食文化(食育)</b> ・浜田の特色ある魚料理 (食育推進団体) ・川の生き物 ・山の食材	<b>山・川の豊かな水の流れ(総)</b> ◎豊かな森林を守ろう ・地域との協働活動(共育) ◎きれいな河川を守ろう ・地域との協働活動(共育)
	<b>海洋活動を体験しよう(総)</b> ◎海洋少年団の活動 ・ロープワーク、手旗信号 (浜田海洋少年団) ◎命を守る海の安全 (ライフセービングクラブ)	<b>「みなと浜田」の歴史と文化(社)</b> ◎「みなと浜田」の歴史と文化を調べよう[ふるさとの50人] ・北前船の歴史と恩恵 (日本遺産) ・「みなと浜田」を調べる (浜田港湾振興センター)	<b>世界とつながる浜田(社)</b> ◎浜田の海運業を学ぼう ・浜田港の整備計画、推移 ・浜田の商港 (浜田港湾振興センター) ・浜田の貿易 (神戸税関浜田支署)	<b>海を守る気持ちを表そう</b> ◎海の絵を描こう(図) ・校内スケッチ会 ◎海の風を感じよう(体) ・海浜マラソン、ウオーク ◎海への感謝をこめて(音) ・海之歌

※(生):生活科 (国):国語 (社):社会 (理):理科 (音):音楽 (図):図画工作 (体):体育 (総):総合的な学習の時間  
(食育):食に関する教育 (共育):はまだっ子共育・地域学校協働活動 (郷育):ふるさと郷育



はまだっ子共育で目指す

## 浜田の子どもたちに身に付けさせたい力

(共育運営委員会が、令和元年9月に示した共通認識案)



ふるさとを愛し、自分を高め、  
周りつつながり、自分に自信を持つ。

ふるさとを愛し	郷土愛	・ふるさとの良さを味わい、豊かな感性を身に付ける。	ふるさと愛 地域貢献
		・ふるさとを愛し、誇りに思う。	
		・地域の良さを知り、他者に伝える。	
		・地域にとけこみ、大人と活動を共にする。	
		・地域に貢献できることを考え、行動しようとする。	
自分を高め	向上心	・自分で考える。自分で決める。	思考力 判断力
		・他者の話をよく聞き、自分の考えと比べる。	表現力 発信力・行動力
		・自分の考えを積極的に伝える。	集中力・持続力 適応力
		・集中する。粘り強く続ける。しなやかに対応する。	主体性 探求心・情熱
		・主体的に課題を見つける。前向きに目標を設定する。	
周りつつながり	連帯感	・他者を共感的に深く思う。	共感性 思いやり
		・他者と協力し、良好な人間関係を築く。	協調性・コミュニケーション力
		・周りの人に、自分から声掛けやあいさつをする。	地域力 あいさつ
		・お互いを尊重する。感謝の気持ちを伝える。	人権尊重 感謝・敬意
		・命を大切にする。人や動植物に優しくする。	大切な命 豊かな愛情
自分に自信を持つ	自尊心	・自分の良さを受け止め、自分を大切にする。	自尊感情
		・自分のことを認め肯定する。	自己肯定感
		・自分が周りの人に役立っていると感じる。	自己有用感
		・自分を客観的に見る。	自己理解 メタ認知
		・自らの考えで行動し、自分をコントロールする。	自主性 自己抑制